

[事案 2022-196] 入院給付金支払請求

- ・令和 5 年 8 月 1 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2022-195] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染症により在宅療養したが、入院給付金等が支払われなかつたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症により在宅療養したため、平成 29 年 9 月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、自宅療養証明書を提出しなかつたことから、給付金が支払われなかつた。しかし、以下の理由により、入院給付金および入院治療給付金を支払ってほしい。

(1) 自宅療養証明書を発行してもらおうと問い合わせたが、診断をした病院から、「コロナ対応病院の届出をしていない当院では、証明および発症届は出せないと」の判断で療養証明書等に署名はできない。混乱と制度の狭間で、みなし陽性の届出ができるない状態でありながら、その届出を求められるのはあまりにも酷である。

<保険会社の主張>

当社では、新型コロナウイルス感染症のみなし陽性かどうかの判断は、所定の書類（宿泊・自宅療養証明書）等をもって行うが、申立人からはいずれも提出されておらず、みなし陽性に該当すると判断できないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁判の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、在宅療養時の状況等を確認するため、申立人および申立人夫に対して事情聴取を行つた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 医師が証明および発症届を出さない理由が申立人の主張どおりであるとすれば、申立人が疑似患者に該当していたという可能性も全くないとまでは言い切れず、通院した病院がコロナ対応病院の届出をしているか否かで、給付金が支払われるか否かが決まるることは申立人にとって酷である。